

平成 2 3 年第 7 回（7 月）

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成23年7月5日(火)  
開 会 10時00分 閉 会 10時40分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 15名

出席委員数 13名

欠席委員数 1名

欠 員 1名

出席委員の氏名

石丸 茂信	豊田 和義
和才 直俊	恒成 一治
是木 則幸	奥家 信弘
賀部 正直	矢頭 道雄
守口 信義	瀬口 勝美
若山 善一	是木 輝義
岡 万寿夫	

欠席委員の氏名 梅林 陟

4. 付議事項

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について  
1件

議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
1件

議案第20号 下限面積(別段面積)の設定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 和才 薫  
赤尾 慎一

6. 会議の概要

事務局 委員の皆さんおはようございます  
皆様には何かとお忙しい中、ご出席頂きましてありがとうございます。  
ただいまより平成23年第7回農業委員会総会を開会いたします。  
開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 みなさんおはようございます。平成20年7月から始まりました今  
期の農業委員会は本日が最後でございます。振り返りますと地元の各  
委員さんのご協力によりやってこれました。社会情勢でしょうか以前

に比べ申請件数は幾分減ってきたようにも感じています。私もまあ無事3年間会長職をやってこれたのも皆様のご尽力ご協力のおかげと感謝申し上げます。また、今度の10日の選挙において引き続き立候補されるかた、勇退、退任とのかたもいるかと思いますが、どうか今後も町、農業委員会に対しましてご協力、ご尽力賜ればと考えております。

それでは、早速ですが、本日の議事録署名人を指名いたします。議事録署名人に豊田 和義委員、和才 直俊委員のお二人を指名いたします。よろしく申し上げます。

では早速議事に入ります。

「議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について」事務局説明お願いいたします。

## 議案第18号

### 事務局

「議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。

この申請は耕作目的で権利の移転をするため農業委員会の許可を求めるものです。

議案の1ページをお開きください。申請地は

大字小犬丸〇番〇	地目	田	面積	1 8 m <sup>2</sup>
大字小犬丸〇番〇	地目	田	面積	1 8 6 m <sup>2</sup>
大字小犬丸〇番〇	地目	田	面積	2 9 5 9 m <sup>2</sup>
大字小犬丸〇番〇	地目	田	面積	4 4 m <sup>2</sup>

以上4筆 合計面積3 2 0 7 m<sup>2</sup>であります。

申請地は創設地に該当いたしません。

次に所有者はAさん・耕作者はBさんです。

譲渡人は神戸市東灘区北青木〇丁目〇番〇号の所有者であるAさん、譲受人は本町大字小犬丸〇番地〇のCさんです。

耕作に従事する家族人員は3名、現在耕作地はありません。

新規就農者であります

営農のための農機具についても、離農した農家より譲り受けることとなっていることを申請者から確認し、農機具等の欄に取得する農機具を表示しています。

申請理由として、譲渡人は経営面積縮小のため、譲受人については新規営農希望のためであります。

申請地の位置については議案2ページの吉富町全図、3ページには詳細平面図に赤丸で示した箇所となります。

また、4ページの字図の赤線で囲んだところが申請地であります

譲受人が農地法3条により農地を取得するに当たっては、農地法第3条の許可判定基準の7項目の不許可要件を列挙した農地法第3条第2項各号に該当していないと見られることから、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。以上よろしくご審議願います。

会 長 有難うございました。  
それでは、地元委員の奥家委員、補足事項等ございましたら説明お願いします。

奥家委員 事務局から説明がありました通りでありまして、資料の5ページの判断基準にも適合しており、私としては問題ないと考えます。

会 長 有難うございました。奥家委員から説明がありましたが、他の委員の皆さんは質疑等ございませんか。

会 長 新たに就農とのことだが、どこか勤めていて帰ってきてやるとのことなんでしょうか

事務局 もともとCさんが、当該農地の裏側にて水産加工場を営んでおりまして、稲作は水の便がわるいのでできないのですが、従業員もいるので野菜などを作ろうと思いついたようです。もともと自宅の前でも少し作っていたようで、今回規模を広げてやるとのことです。それとMさんの経営規模を縮小したいとの思いが一致したということのようです。また、水産加工場を営んでいるので規模拡大を想定してのことではとの疑念もありましたが、今のところ10年位は農地として使用したいとのことで農機具も資料のとおり譲っていただいているようです。

会 長 他の委員の皆さんは質疑等ございませんか。  
各委員 質疑なしの声あり

会 長 では、「議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について」に関しましては承認することと決めます。

次に、「議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を審議いただくのですが、議案第19号につきましては、奥家委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただけます。（奥家委員退室後）

それでは事務局説明お願いいたします。

#### 議案第19号

事務局 「議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は農地転用を伴う権利の設定をするために農地法第5条第1項の規定による県知事の許可を得るために申請するものです。

申請内容について説明いたします。

議案の6ページをお開きください。

土地の表示は広津〇番〇、地目は登記簿・現況共に田、面積400㎡で、所有者、耕作者共にDさんです。

申請者ですが、本町小犬丸〇番〇のDさんから、本町広津〇番〇の

Eさんへ使用貸借権を設定するものです。

本件の転用理由並びに転用計画は、広津○番○を住居として利用するための転用で、木造二階建て建築面積63.76㎡、駐車場面積28㎡の合計91.76㎡となり、建ぺい率は22.9%であります。

転用目的実現の確実性については資金計画書並びに金融機関の融資証明書が添付され計画は確実と判断されます。

申請地の位置は7ページの吉富町全図並びに8ページの詳細位置図に赤丸で示した箇所が申請地です。

9ページには地籍図、10ページには平面図、11ページには立面図、12ページと13ページには建物配置図並びに造成に係る断面図を添付しています。

また、14ページには汚水・雨水・水道の配管経路を図示したものを添付しています。

排水処理については既存公共水路へ、し尿処理については公共下水道へ接続予定で、排水放流協議書は申請書に添付されています。

周辺への状況ですが、15ページの土地利用計画図をご覧ください。東側と南側は町道に接し、西側は宅地、北側は農地に接しています。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項については16ページから17ページの農地転用判断基準シートを添付しています。

申請地の南側道路には公共下水道管路と上水道管路があり、また申請地を中心に半径500mの範囲内には中学校と保育園、歯医者があり、農地区分の3種要件の2以上の水管等の埋設道路に接し、かつ500m以内に2以上の教育施設、医療施設があることの要件に当てはまることから、申請地の農地区分は第3種農地であり、農地法に規定する許可基準を満たしているものと判断いたします。

以上ご審議お願いいたします。

会 長 有難うございました。

それでは、地元委員の守口委員に現地の状況など補足説明をお願いします。

守口委員 事務局から説明がありましたとおりであり、特に問題はないと考えます。以上です。

会 長 有難うございました。地元委員から説明がありましたが、他の委員の皆さんは質疑等ございませんか。

各委員 質疑なしの声あり

会 長 「議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」に関しましては承認することと決めます。

(奥家委員再入室)

次に「議案第20号 下限面積（別段面積）の設定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

議案第20号

事務局

(議案朗読)

補足説明ですが、農地法第3条の許可を受け、耕作のために農地の賃貸借や所有権等の権利を取得しようとする場合は、取得後において原則50a以上の耕作面積を確保することが必要ですが、「農地法等の一部を改正する法律」が平成21年12月15日に施行され、一定条件を満たす区域については、地域の実情に応じて農業委員会が別に定めることができることになりました。これに伴い、吉富町農業委員会では、下限面積については、町内全域において30aと設定していますが、議案中にありましたように、毎年下限面積の設定又は修正の必要性について、新規就農者や多様な農業経営者の確保、耕作放棄地の解消などの観点から現行の30aの下限面積設定が適切であるか否かをご審議いただくものです。

なお、利用権設定はこの下限面積は適用いたしません。30a未満のたとえば10aでも農地の賃貸借はできます。

会 長

事務局から議案第20号について説明がありました。  
ただ今より質疑を受けたいと思います。  
発言のある方は挙手お願いします

各委員

質疑なしの声あり

会 長

それでは「議案第20号 下限面積（別段面積）の設定について」は承認することにご異議ございませんか。

各委員

異議なしの声あり

会 長

それでは「議案第20号 下限面積（別段面積）の設定について」は承認することと決めます。

報告事項

会 長

次に報告事項として「標準処理期間の設定について」です。事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局

農業委員会が行う農地法第3条に基づく農地等に対する権利の設定及び移転の許可については、行政手続法（平成5年法律第88号）において、審査基準を定め、これを公にした上で、申請に対する審査、応答及び処分の際の理由を提示するとともに、標準処理期間の設定や

審査に係る情報の提供に努めるものとされている。農地法第3条の規定による許可申請については、申請受付から許可までの標準処理期間を設定することとなっています。

農地法第3条の農業委員会許可分については申請時に総会の日程、許可書交付予定日を口頭でお知らせしていますが、それをホームページ等で広く公表するよう国、県から指導を受けているところです。

そこで、本日は報告事項として別紙「標準処理期間の設定について」のとおり標準処理期間を20日に設定し、ホームページに掲載する旨を報告するものです。

7月末までに改善が改善されていない農業委員会にあっては、農水本省への呼び出し、ヒアリングのうえ、ペナルティを含めた厳しい措置が実施される見込みです。

会 長 報告事項ということですが、申請者も許可書が発行されるまでどの位の日数がかかるのかを大事なことだと思います。

各委員 委員の皆さん、この件について何かご質問ございませんか  
会 長 質疑等なしの場合

各委員 それでは農地法第3条の標準処理期間については20日とし、それをホームページに公表することについて異議ございませんか。

各委員 異議等なしの場合

会 長 では、報告事項ではありますが農地法第3条の「標準処理期間」については事務局提案の内容で公表することを承認することといたします。

各委員 それでは、本日の議事はすべて終了しましたが、各委員の皆さんから本日の議案以外で何かございませんか？

各委員 質疑等なしの場合

会 長 それでは、これをもちまして平成23年度第7回総会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。

10時40分 閉会